

変動金利定期預金規定〔単利型〕

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書（または、通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日とし、金額が1,000万円以上のときは、その6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および金額が1,000万円未満のときは、その6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（または、通帳）記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書（または、通帳）記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第9条第2項の規定により解約する場合にはその利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

(ア) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a.	6か月以上1年未満	約定利率×50%
b.	1年以上3年未満	約定利率×70%

(イ) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.	6か月以上1年未満	約定利率×40%
b.	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
c.	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
d.	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
e.	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (関係規定の適用)

この取扱いに定めのない事項については、当行の定期預金共通規定により取扱います。

以上